

1. 質問の対象となる事項	2. 質問の項目	3. 質問内容等（具体的な状況や知りたい点を詳しくご記入ください）	真回答
令和8年入札契約制度の改正について	生産性の向上に関すること	情報共有システムの導入を検討しております。當雄課様、県土整備事務所様に対応できるシステムをお教えてください。導入事例などもあれば、助かります。	<p>■徳島県CALS/ECホームページ～情報共有システム活用試行要領の策定について～ https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/</p> <p>・情報共有システムについては上記サイトの試行要領をご参照ください。 ※ソフト指定はしておらず、機能要件の定義を行っております。 （試行要領R6.7抜粋：第4条） 使用するシステムは、国土交通省が機能要件を定める情報共有システムの最新のものを標準とする。 なお要領については、最新版をご確認ください。</p>
令和8年入札契約制度の改正について	担い手確保・育成に関すること、その他	「工事成績の補正係数βを廃止する」となっていますが工事成績評価の計算式から単にβだけ削除して計算するというのでしょうか？（×15/67.5は変わらず？）また違う計算式となるのでしょうか？教えてください。	補正係数βの廃止に伴い、×15/67.5の部分は変更となります。詳細は、総合評価の実施方針の別紙又は個別の公告にてご確認ください。
令和8年入札契約制度の改正について	建設産業の維持・存続に関すること	人的関係等の判断基準として、以下のどの状態が「制限対象」となるか教えてください。 1. 役員の兼任（取締役・監査役・会計参与） 2. 役員の親族関係 3. 代表者の親族関係 4. 実質的な経営統合（同一事務所・同一管理部門等）	人的関係における同一の入札案件への参加制限の対象は、1の役員の件にのみとなります。資本関係においては、2、3、4も該当する可能性があります。
令和8年入札契約制度の改正について	建設産業の維持・存続に関すること	徳島県が同一入札参加制限を判断する際、「資本関係」の基準は以下のどれに該当するか教えてください。 1. 議決権比率（例：50%超） 2. 株式保有比率（議決権の有無を問わず） 3. 親会社・子会社・関連会社の定義（会社法・会計基準） 4. 実質的支配力（役員派遣・資金提供・取引依存度等） 5. その他、徳島県独自の判断基準	資本関係における同一の入札案件への参加制限の対象は、1、3、4、5となります。また、5においては、個々の案件内容によっては、同一の入札への参加制限の対象となる資本関係又は人的関係と同一する資本関係又は人的関係があると認められた場合は制限の対象となります。
令和8年入札契約制度の改正について	建設産業の維持・存続に関すること	同一入札への参加制限となる者同士の基本(図)の中でのA者が親会社で子会社としてB者とC者があります。このままでは「資本関係」による同一入札参加制限の対象となりますが、B者の株式について、1株に議決権を5%付与する種類株式を発行し、その1株を第三者へ譲渡することで、A者による支配を形式上解消した場合、B者とC者は「資本関係」による同一入札参加制限の対象外となりますか。 ・徳島県の判断基準は「議決権比率」か「実質的支配力」なのか。 ・種類株式による支配権移転を「実質的支配の解消」と認めるのか。 仮に、下記の3点をクリアした場合にB社とC社は「同一入札参加制限」の対象外となるか。 ・役員兼任を完全に解消 ・種類株式により支配関係を形式上解消 ・取引関係も独立性を確保	第三者が、B者と自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者、同一の内容の議決権行使に同意している者又は自己の配偶者又は二親等内の親族の場合は、自己所有議決権の割合が50%を超える可能性があるため、参加制限の対象となり得ます。その他、「(参考)同一入札への参加制限となる者同士の基準 イメージ図」の「経営を支配とは」に記載の②③のとおりとなります。 「議決権比率」及び「実質的支配力」ともに、判断基準となります。種類株式による支配権移転は、上記「経営を支配とは」に該当しない場合に、「実質的支配の解消」となり得ます。 3点においても、上記「経営を支配とは」に該当しない場合に、同一入札の参加制限の対象外となり得ますが、個々の案件内容によっては、同一の入札への参加制限の対象となる資本関係又は人的関係と同一する資本関係又は人的関係があると認められた場合は制限の対象となることがあります。
令和8年入札契約制度の改正について	建設産業の維持・存続に関すること	共同企業体の構成員同士が各基準に該当する同一入札についての質問です。JVの代表者と構成員が、親会社と子会社若しくは子会社と子会社の場合は同一入札の参加制限に該当しますか。 また、3構成員以上JVの場合も考え方は同じで宜しかったですでしょうか。	資本関係又は人的関係のある者が同一の入札にそれぞれ参加することを制限しているため、資本関係又は人的関係のある者同士で共同企業体を構成して入札参加することは参加制限の対象外となります。3構成員以上JVの場合も同様です。 ただし、共同企業体1（構成員A、B、C）、共同企業体2（構成員D、E、F）がそれぞれ入札に参加する場合、A、B、CのどれかがD、E、Fと資本関係又は人的関係の場合は、参加制限の対象となります。
令和8年入札契約制度の改正について	建設産業の維持・存続に関すること	関係者辞退届出書の提出方法についてですが、入札参加資格確認資料に含まれるようになっております。低入札調査辞退届と同じように入札参加資格確認申請時に添付して提出すればよいのでしょうか。それとも入札後、同一入札参加制限に該当すると判明した後にどちらかの会社が提出すればよいのでしょうか。	関係者辞退届出書の提出は、入札公告等に記載のとおり、入札参加資格審査申請書の提出時に添付して提出が必要となります。提出が必要となる対象者は、個々の入札参加資格要件において、資本関係又は人的関係のある会社同士が参加する恐れがある者となります。その場合、当事者間でどちらが入札に参加するかを決めたいので、入札に参加する者が辞退する者の会社名等を関係者辞退届出書に記載し、提出をお願いします。資本関係又は人的関係のある会社がない場合は、提出不要です。
令和8年入札契約制度の改正について	建設産業の維持・存続に関すること	指名競争入札の場合でも同じ考え方で宜しかったですでしょうか。若しくは、同一入札に指名をされることはないのでしょうか。	指名競争入札においては、指名された会社同士はわからないため、当会社に資本関係又は人的関係のある会社がある場合、同じ入札案件に指名がされていないかを当事者間で確認をお願いします。関係のある会社が指名されている場合は、どちらが入札に参加するかを決めたのち、入札に参加する者が辞退する者を発注者に申し出ることとしております。発注者としては、どの会社が資本関係又は人的関係のある者同士であるか、どちらが入札に参加するかがわからないため、本運用をとっております。
令和8年入札契約制度の改正について	建設産業の維持・存続に関すること	入札時に提出した提案内容等を履行しない場合の口頭注意が工事成績評定点-5点についてですが、どの程度の口頭注意を想定されていますか。竣工時に点数が発表された時、お互いの認識に齟齬があるかもしれないので、履行がなされていない時点で文章注意が必要かと思えます。口頭注意の具体的な手段・方法を教えてください。	口頭注意については、入札時に提出された提案内容等を「履行されない」ことが確定となった場合に口頭注意を行うものです。履行確保のため、監督員が施工中に行う指示等とは異なりますので、認識に齟齬が生じることはないと考えております。